

## 学位論文要旨 (『イギリス検認遺産目録研究』: 晃洋書房の序章と同じ)

### はじめに

動産のリストである検認遺産目録には家財に関する具体名や価値が記載されるため、それを分析すれば当時の生活様式や消費の実態について多くの情報が得られるのではないかと考えられてきた。遺産目録を用いた研究方法としては、L・ウェザリルなどによる品目の出現率を検討するものが有効な分析手法の一つである。また、C・マルドルーの最近の研究では、労働者層の検認遺産目録の中の家財、家屋の構造、貸借関係などの情報から農業地帯における労働や物質文化の分析がおこなわれている。

しかし、イギリスに現存する遺産目録の多くは長年未整理のまま、作成過程をはじめとする明確な実態はいまだ不明な点が多い。たとえば、イギリス全土の遺産目録の残存数やその詳細については、M・オバートンを中心とするエクスター大学のプロジェクトをはじめさまざまな計画がある。しかし残念ながら総数を特定するのは困難でいまだ確定的な見解はだされていない。

その一方で地方レベルでの遺産目録の整理は史料協会 (Record society) とアーキビストによって精力的にすすめられている。特に原本を活字化する作業が盛んにおこなわれ、多くの遺産目録集が出版されている。近年これらの刊行史料を使用し、多くの研究が行われるようになった。しかし、遺産目録集の編纂は地域によって格差があり、遺産目録の作成目的や地域的な特徴を十分に吟味しないまま、利用される場合もある。

また、遺産目録が使用される場合、その史料としての信頼性に疑問を呈されることも多く、各地域の遺産目録が分析された内容にまで踏み込まぬまま議論が終わることも少なくない。例えば、史料としての検認遺産目録に対しては、一生涯の動産すべてがそこに含まれるストックの史料といった意見もあり、一定の傾向は見ることができるが消費全体の分析には問題が残るといった声も少なくない。M・スパフォドは、遺漏の可能性や総数の未確定、また正確性への疑問などから遺産目録は史料として耐えうるのかという問題提起をおこなっている。

そこで本書では、刊行された遺産目録集などで見られる手稿の活字化を行い、それらを通じて史料としての有用性を考えてみたい。そして、商工業者を中心にさまざまな職業の実態を見てみたい。具体的には、以下の2か所で収集した史料を用いて分析を行う。まず、ブリストル市公文書館所蔵の検認遺産目録である。ブリストル地域の検認遺産目録研究の第一人者であるJ・ムーアによれば、検認遺産目録を史料として有効に用いる基準の一つは、連続した良好な残存状況である。その基準に照らせば、各地の遺産目録集の中で年代が長期間連続しているものの一つが、ブリストル市公文書館 (Bristol Record Office) に残された検認遺産目録群である。ここには、約7,200例の検認遺産目録がマイクロフィルムや手稿のまま残っている。本書では主な分析対象地域としてブリストル周辺を選んだ。ブリストルを研究対象とする理由は、史料の残存状況ならびに現在までの整理状況、くわえて先行研究が進んでいるためである。次に、その都市の持つ特徴と背景が挙げられる。18世

紀を通じて貿易港としての地位はリヴァプールに取って代わられたが、人口が増大した結果、都市化と経済成長が見られた。西インド貿易、奴隷貿易を通じて、様々な商品の交易が盛んに行われた都市・地域であり、商工業の地域的展開や消費の増大を分析する対象として最も適すと考えられる。

ブリストル地域の遺産目録研究者 E & S・ジョージによれば、ブリストル地域の検認遺産目録の一部は Ecclesiastical Cause Papers (以下 ECP) と呼ばれる教会文書の各年の束に手稿のまま含まれている。検認行為は 1857 年までの検認に関する法令に基づいて、それぞれの教区の司祭によって統制されていた教会裁判所で行われた。ブリストル地域の遺産目録の中で、居住地の外に動産や財産を所有していた場合や教区外にたびたび出るなど複雑な事情を持つものが、上級の教会法廷 Ecclesiastical Court の手続きを要求された事例があり、それらが ECP の中に残されている。そのため、これらの遺産目録は総額が大きく、多数の家財が記載されている場合も多いため、様々な職業の日常や消費生活を見るのに有用な史料である。本書におけるブリストル市公文書館所蔵の検認遺産目録の活字化は、すべて ECP から行った。

次に、イギリス国立公文書館 (The National Archive) に所蔵されているカンタベリー大権裁判所 (Prerogative Court of Canterbury、以下 PCC) の検認記録である。PCC は、ヨーク大権裁判所と並んで、イングランド・ウェールズで最高位の教会裁判所である。イングランド・ウェールズにおいて複数の教区に財産を持つ者は、それぞれの地域の教会裁判所ではなく、大権裁判所にて検認を受けることになっていた。そのため、それらの遺産目録は総額が大きく、また多くの家財が査定され、ブリストル市公文書館所蔵の ECP と同様に、様々な職業の日常や生活様式を見るのに有用な史料として知られている。PCC の検認遺産目録については、その重要性が中間層などの研究で知られる J・バリーなどによってこれまでも指摘されてきた。にもかかわらず、イギリスにおいても PCC の検認記録を体系的に検討した研究はまだ見られず、とくにそこに含まれる検認遺産目録については現在まで全容の解明には至っていない。そこで本書では、まず現在確認されている範囲で PCC の中のブリストル地域の検認遺産目録から職業の一覧を作成する。それによりどのような人々がカンタベリー大権裁判所で検認を受けたのかを明らかにしたい。くわえて史料の内容だけでなくフォーマットやサイズにも触れ、PCC 検認記録自体の特徴にも言及する。それをもって PCC 検認記録を研究する起点の一つとしたい。

## 本書の構成とねらい

本書の構成は以下のとおりである。第一部では、刊行された遺産目録や先行研究を通じて、史料としての検認遺産目録の性格やそれを用いた分析方法の可能性を探る。第二部では、ブリストル市公文書館に所蔵されている遺産目録の手稿史料を用いて、さまざまな職業の遺産目録のケーススタディをおこなう。手稿史料を用いることで、検認遺産目録の書式など史料の性質にも考慮しつつ、それぞれの職業の実態ならびにそれらの史料が残され

た海港都市ブリストルについても分析したい。第三部では、イングランド・ウェールズで最高位の教会裁判所である PCC の検認記録の中から、これまで体系的な検討が行われていない遺産目録を取り上げる。イギリス国立公文書館に所蔵されている PCC 検認記録である PROB シリーズの索引には、現在まだ史料の整理が続いており、最新の整理状況はオンラインのカタログで確認が必要な旨が冒頭に記載されている。その索引を作成するだけでも一研究者の一生分の作業量といっても過言ではなく、それが PCC 検認記録の体系的な研究を妨げている一要因でもある。本書では、ブリストル地域の検認遺産目録研究の第一人者である J・ムーアが作成した未刊行の索引を使用して、PCC の中のブリストル地域の検認遺産目録から職業の一覧を作成する。次に、様々な職業のケーススタディを通じて、PCC に残された検認遺産目録の傾向やその詳細を明らかにすることに加えて、そこで検認を受けた人々がどのような背景を持ち、どのような生活を送っていたのかを具体的に分析する。その結果、国際商業網や奴隷貿易を通じて発展した海港都市ブリストルの経済活動の担い手の実像にも迫りたい。

また、第一部と第三部の最後には補章をつけた。第一部の補章では、本書の主な分析対象地域となるブリストルの地理を、古地図を用いて分析した。本書を読み進める上で、地理や教区の位置関係などが分かりにくい場合は、この章を参照すれば理解が深まる。第三部の補章では、PCC に含まれる非常に珍しい職業から、イギリス全体の検認記録の中でも唯一と思われる職業を取り上げ史料紹介する。これにより、イギリスの検認記録の奥深さを示したい。

本書のねらいは、以下の三点である。第一点は、検認遺産目録を用いた研究が現在どのように行われ、どこまで進んでいるのかを明らかにすることである。第二点は、検認目録を用いた有効かつ正確性の高い分析方法を探ることである。本書では、ブリストル市公文書館とイギリス国立公文書館に所蔵されている検認遺産目録の手稿を収集し、その分析を行うとともに可能な限り活字化した。第二部以降の各章では手稿の活字化という基礎的な作業を行ったのちに、様々な職業のケーススタディや遺産目録の残存数の数量的分布などの分析を試みた。

第三点は、検認遺産目録集として史料の提供を意図している。本書ではブリストル公文書館に所蔵されている手稿から 12 例、イギリス国立公文書館に所蔵されている PCC 検認記録から 7 例の遺産目録を活字化した。くわえて分析に関係する遺言書も 2 例を含めた。つまり本書は、検認遺産目録集として国内外で使用されることも想定している。日本においては検認遺産目録が活字化されたのち、全文が掲載される形での出版は本書が初めてである。また、第二部と第三部の各章で使用した検認遺産目録ならびに遺言書は初出であり、国内外での利用を考慮し、原語のままとした。またイギリスで出版される遺産目録集で多く採られる形式にならば、本書の巻末にまとめて収録した。本書の分析手法や内容に納得できない場合でも、検認遺産目録集として使用が可能である。それらの史料を基に、検認行為やイギリス社会経済史の分析が深まることに微力ながら寄与できればと考える。

